

中国税務速報

2024年9月18日：

一、「財政部 国家税務総局公告 2024 年第 14 号」 企業再編および事業単位の機構改革に係る印紙税政策に関する公告

9月4日、財政部は公式サイトで、『企業再編および事業単位の機構改革に係る印紙税政策に関する公告』（財政部 国家税務総局公告 2024 年第 14 号）を公布し、当政策の適用範囲を明確にし、関連用語に対する詳細な解説を行い、営業帳簿、課税対象となる各種契約書及び財産権移転文書に関する印紙税の処理を明確にした。

- 企業再編および事業単位の機構改革の過程において、評価により増加した払込資本金（株式資本金）および資本剰余金の合計金額には規定に従い印紙税が課される。
- 企業の他の会計勘定に計上された資金を払込資本金（株式資本）または資本剰余金に振り替えた場合、規定に従い印紙税が課される。負債から資本への転換など特定の場合には、印紙税は免除される。
- 企業再編および事業単位の機構改革前に作成され、未履行の課税対象となる各種契約書に記載されている権利と義務は、課税基準に変更がない場合は再編後の主体によって承継され、再編前に印紙税が納付されているときは印紙税は納付不要となる。
- 当公告は 2024 年 10 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までを有効期間とする。

出典：掲載元名 「企業再編および事業単位の機構改革に係る印紙税政策に関する公告

https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202409/t20240903_3943038.htm

二、「工信部科火函「2024」302号」2024年の技術契約の認定・登録業務に関する通達

8月23日、工信部は公式サイトで、「2024年の技術契約の認定・登録業務に関する工業・情報化部弁公庁の通達」を公布し、認定登録の標準化および政策の実施への強化を求めている。

- 「通達」は、技術契約の分類に従って登録を行い、また、技術契約の成約額を検証・確認し、条件を満たさない契約は登録せず、登録規定の標準化と実効性を確保することを求めている
- 省レベルの主管部門は技術契約に関する政策の周知、解釈および実施を適切に行うよう強調する。
- 関連部門との連携を強化することにより、関連規定に基づいて、認定された技術契約が増値税・企業所得税・研究開発費の加算控除および個人所得税の減免などの税制優遇を享受できるよう積極的に推進する。
- 技術契約の登録証明書をイノベーションバウチャー補助金や、大学・技術研究機関および企業の研究開発投資の成果評価などに利用することを奨励する。

出典：掲載元名 「2024年の技術契約の認定・登録業務に関する工業・情報化部弁公庁の通達」

https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/wjfb/art/2024/art_f3e2d12a7e5e4a00bc3c1942c058691a.html

三.外商投資参入に関する特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）の公布について

国家発展改革委・商務部は2024年9月8日、第23号令を公布し、「外商投資参入に関する特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」の全文を公布した。この措置は2024年11月1日から施行され、同時に「外商投資参入に関する特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」は廃止される。

2024年版の全国における外商投資参入のネガティブリストにある制限措置を31項目から29項目に減少させ、製造業分野の最後の2項目、すなわち「出版物の印刷事業は中国企業が過半数を出資すること」および「漢方薬の錠剤を蒸す、炒める、煎じる、焼く、その他の調合技術を応用する投資、および独自の漢方薬の秘密処方を持つ製品の製造の禁止」が削除された。これにより、製造業分野における外商投資の参入制限はなくなり、製造業分野への参入に関して、外商投資も国内投資も完全に平等な待遇を享受できることとなった。

国家発展改革委員会は、商務部などの部門・各地域と連携し、参入前の国民待遇とネガティブリスト管理制度を徹底して実施し、また、2024年版の全国における外商投資参入のネガティブリストを確実に履行することにより、新たな開放措置が適時に実施されることを確保する。ネガティブリストにならない分野については、内外投資一貫の原則に基づいて管理し、外資系企業に国民待遇を与える。同時に、開放と安全のバランスを考慮し、リスクの予防と管理をしっかりと行う。

出典：掲載元名 「国家発展改革委・商務部 2024年版 外商投資参入に関する特別管理措置（ネガティブリスト）」 https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202409/content_6973049.htm